羽田空港対策特別委員会 令和5年6月22日

環境清掃部 資料 8番

所管 環境対策課

## 住宅防音工事に係る国の補助制度改正について

住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱等の改正(令和5年4月1日付け)に伴い、以下の 内容で住宅防音工事に係る制度が改正された。

1 4回目の更新工事に対する補助制度(更新工事④)の創設について

更新工事とは、羽田空港周辺地域(※1)において防音工事で設置、更新された冷暖房機や空調換気扇(これらを空気調和機器という)が、10年以上の使用により故障等でその機能が失われた場合に、取替工事の際に順次補助する制度である。

この度の制度改正によって、令和5年4月1日から更新工事④が創設された。

更新工事④は、更新工事③で更新された空気調和機器が、10年以上の使用により故障等でその機能が失われた場合に、取替工事を補助する制度である。

※1 対象地域 羽田空港周辺地域

大森東、大森南、平和島、東糀谷、羽田旭町、羽田の指定地域

- 2 更新工事④の制度内容について
- (1) 対象世帯

更新工事③の冷暖房機に対する補助は、単身世帯(生活保護世帯を除く)は対象外であった。 今回創設される更新工事④では、単身世帯においても冷暖房機1台の取替が可能になった。 この度の制度改正によって、更新工事③において冷暖房機の補助を受けられなかった単身世 帯についても更新工事④にて補助を受けることができ、より多くの住民を対象とすることが可 能となる。

更新工事③ 冷暖房機 (居住人数-1)室まで可 ※単身世帯が対象外

更新工事④ 冷暖房機 (居住人数-1) 室まで可 ※最小1室可能(単身世帯が対象)

(2) 工事費に対する国の負担割合

更新工事4創設にあたり、国の負担割合について変更はなかった。

更新工事③ エアコン基準額の50% 換気扇基準額の50%

更新工事④ エアコン基準額の50% 換気扇基準額の50%

国の要綱では、工事に掛かった費用の一部を住民が負担することになっているが、実際には これまで国の負担割合を超える部分については区が全額負担しており、住民の負担は無かった。 今回の制度改正後も、従来と同様に空気調和機器の取替の際に住民の負担は無い。